

# 伊丹市人権啓発推進委員設置要綱

## (目 的)

第1条 市民一人ひとりが、人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、部落差別をはじめとする一切の差別を許さない都市「伊丹」を実現するために、伊丹市人権啓発推進委員（以下「推進委員」という）を設置する。

## (推進委員の数)

第2条 推進委員は、34名以内とする。

## (委 嘱)

第3条 推進委員は、人権問題解決に熱意を有するものの中から、教育長が選考し決定する。

2 教育長が推進委員を決定したときは、委嘱状（様式1）を交付する。

## (任 期)

第4条 推進委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (職 務)

第5条 推進委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 地域における女性，子ども，高齢者，障がい者をはじめとするさまざまな人権課題の啓発推進に関すること。
- (2) 研修会等の開催，ならびに参加の促進に関すること。
- (3) 自己研修に関すること。

## (細 則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。